

1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

(1) 男女間における暴力の根絶に向けた取組みの推進

[目 標]

女性に対する暴力は、人権を侵害する重大な問題であるとの認識を広め、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会環境づくりを目指します。

[現状と課題]

配偶者、恋人などのパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)(以下「DV」と略)、職場や学校でみられるセクシュアル・ハラスメント、性暴力、人身取引などは、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、多くの場合被害者は女性です。これらの暴力は、過去から残存している固定的な性別役割分担や、家庭や社会における男性優位の意識や経済的格差等、男女のおかれている状況等に根ざした構造的問題です。

意識調査によると、夫など親しい男性から身体的な暴力を受けたことが「何度もあった」と答えた女性は4.2%、「1,2度あった」(12.3%)を含めると16.5%が経験があるとしています。

また、同じ調査では「なぐるふりをして、おどす。」、「『誰のおかげで生活できるんだ』とか、『かいじょうなし』と言う。」といった行為ばかりか、「骨折させる」、「打ち身や切傷等のけがをさせる」などの身体的暴力についても、暴力と認識する人の割合が、本県においては国の調査と比較して低い傾向にあります。

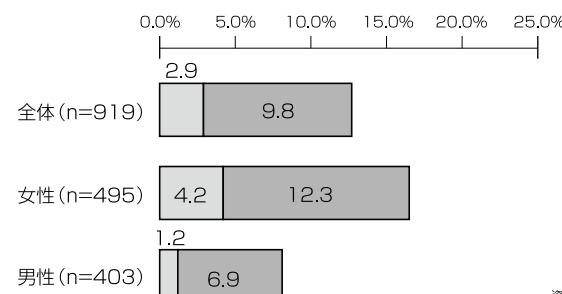
男女間における暴力のうち、個人的問題としてとらえられがちだったDVは、社会問題として取り上げられるようになり、平成13年に「配偶者暴力防止法」が制定され、平成16年には、保護命令の拡充や被害者の自立支援の明確化等を規定した改正法が施行されています。

県においては、平成14年度から、8か所に配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者への支援などを行っており、平成16年には、DVをはじめとする暴力の被害者や様々な悩みを抱える女性の保護、支援の中核施設として、「女性のための相談支援センター」を整備しました。

このように、男女間の暴力根絶についての取組みが進む一方、依然として女性に対する暴力は数多く見られ、また潜在化していることが推測されます。

暴力の存在は、人間の尊厳を踏みにじり、男女共同参画社会の実現を阻害するものであることから、性差別や暴力を許さない社会の形成に向け、人権尊重についての広報啓発活動の一層の推進、暴力に対する厳正な対応の強化、防犯対策の強化や地域安全活動の推進等の環境整備に努める必要があります。

<配偶者等からの被害経験>



資料:男女共同参画、配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成16年福島県

[施策の方向]

- DV、職場や学校でみられるセクシュアル・ハラスメント、性暴力、人身取引などの根絶を図るため、性差別や暴力を許さない社会の形成に向けた広報・啓発に努めます。
- 性犯罪、児童買春等の性的被害及びDV、ストーカー行為等の被害防止に向け、暴力に対する厳正な対応や防犯対策の強化、さらには地域安全活動の推進などの環境整備に努めます。

[具体的施策]

施策の内容	担当部局
①DVやセクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害であり、暴力は犯罪であることなどについて、人権尊重に立脚した普及・啓発を推進します。	生活環境部 保健福祉部 警察本部
②思春期や青年期などにある若い恋人間での暴力(デートDV)を防止するため、中学、高校における男女の人権の尊重や何が女性に対する暴力であるか、なぜ女性に対する暴力の根絶が必要なのか認識を深める取組みを進めます。	生活環境部 保健福祉部 教育厅
③若年層だけでなくすべての年齢層に対し、暴力、売買春は人権侵害であるという広報啓発を行います。	生活環境部 保健福祉部 警察本部
④リーガルリテラシーを高める啓発活動を行い、女性や少女が人権侵害を我慢しない意識づくりや環境づくりに取り組みます。	生活環境部 保健福祉部 教育厅
⑤DVに関する意識調査の結果を分析し、今後のDV防止やDV加害者対策などの施策に反映させます。	生活環境部 保健福祉部 警察本部
⑥男女間における暴力について定期的に実態を把握し、的確な施策への反映に努めます。	生活環境部 保健福祉部
⑦性犯罪、売買春やDV、ストーカー行為など、女性への暴力に対し厳正に対処し取締を強化します。	警察本部
⑧職場、学校、地域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組みを促進します。	生活環境部 商工労働部

[県民に期待すること]

女性に対する暴力は個人的な問題ではなく、社会問題であることに気づき、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場で女性に対する人権侵害を許さない環境をつくっていくことが望されます。

[指標]

項目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
⑨意識調査における「夫婦間暴力を暴力と認識する人」の割合 (平手で打つ) (なぐるふりをして、おどす) (いやがっているのに性的な行為を強要する) (何を言っても長時間無視し続ける) (「誰のおかげで生活できるんだ」とか 「かいしょうなし」という)	— — — — —	(H16) 70% 51.6% 59.1% 37.5% 47.2%	— — — — —
⑩意識調査における「身近で配偶者から暴力を受けている人」の割合	—	20.8% (H16)	— (モニタリング値)
⑪意識調査における、「配偶者等からの暴力についてどこ(誰)にも相談しなかった人」の女性の割合	—	36.4% (H16)	— (モニタリング値)
⑫企業内のセクシュアル・ハラスメント相談窓口設置率(常勤労働者30人以上の事業所についての有効回答を集計)	—	32.7% (H16)	— (モニタリング値)

[県民から寄せられた意見]

- DVの被害の潜在化を防ぐだけでは不十分。自立支援の施策も強力に進めてほしい。

1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

(2) 男女間における暴力の被害者支援と再発防止対策

[目 標]

被害を受けた女性が安心して相談でき、安全に保護され、自立に向けた支援を受けられる体制の充実に努めます。

また、DVに対する社会の認識を深め、相談や保護、自立支援のための連携体制の構築を目指します。

[現状と課題]

意識調査によると、配偶者等から被害を受けた女性のうち公的機関や民間機関に相談した女性は6.6%（平成11年 4.0%）にすぎず、誰にも相談しなかった女性は36.4%（平成11年 37.8%）に上っています。

誰にも相談しなかった理由としては「相談するほどのことではないと思った」が56.0%で最も多く、「自分にも悪いところがあると思った」（29.3%）、「自分さえ我慢すればやつていけると思った」（17.3%）などが続いています。

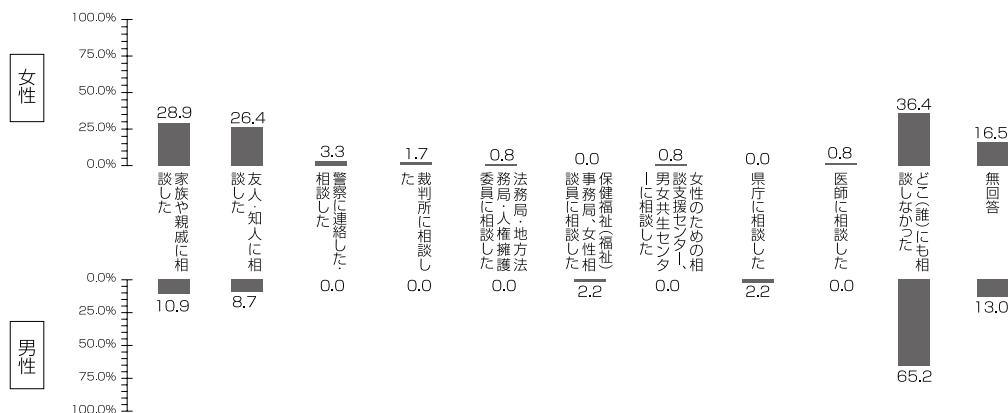
「配偶者暴力防止法」では、被害者の安全確保のための保護命令制度の創設や配偶者暴力相談支援センターの設置、被害者の自立支援がうたわれています。また、市町村も自らが設置する適切な施設において支援センターの機能を果たすことができるようになっています。

県では、より相談しやすい体制の整備や自立に向けた迅速な対応に取り組んでいますが、相談内容が複雑化する一方、自立に向けて支援しても加害者の元に戻るケースや加害者から厳しい追及を受けるケースがあるなど被害者支援は難しい面を有しています。

今後は、被害者支援に関する施策を一層充実し、暴力の形態に応じた幅広い取組みを行なうほか、市町村との広域的な連携による支援の検討を行っていく必要があります。

また、行政の関係機関や民間団体が連携し、総合的な被害者支援システムの構築や社会の認識・理解不足の解消、加害者の再発防止策の検討を進める必要があります。

<配偶者等からの暴力についての相談経験>



資料:男女共同参画、配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成16年福島県

[施策の方向]

○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の内容を踏まえて、被害者支援と再発防止対策の取組みを進めます。

[具体的施策]

施策の内容	担当部局
①ドメスティックバイオレンス対策連携会議などにより、関係機関の連携を図りながら、被害者支援と再発防止対策を進めます。	生活環境部 保健福祉部 警察本部
②被害者が相談しやすいよう、窓口の広報を強化するとともに、被害者の自立支援に関する制度を広く周知し、DV被害の潜在化を防ぎます。	保健福祉部
③相談体制の充実や相談員の質を高めるための研修を充実するなど、相談機能の充実を図るとともに、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置を促進します。	生活環境部 保健福祉部 警察本部
④保護を必要とする女性に対する緊急一時保護等の体制の充実を図るとともに、必要に応じた継続的な自立支援を行います。	生活環境部 保健福祉部
⑤女性のための相談支援センターにおける保護環境の一層の質の向上や女性支援パートナーの充実を図ります。	保健福祉部
⑥被害者の自立に向けたカウンセリング等の支援体制を整備します。	生活環境部 保健福祉部 警察本部
⑦配偶者暴力相談支援センターの設置などを促進するため、市町村に対する支援を行います。	保健福祉部
⑧シェルター（緊急一時避難施設）等を運営する民間団体の育成、支援、連携のあり方等を検討します。	保健福祉部
⑨加害者に対する再教育のあり方について検討します。	生活環境部 保健福祉部

[指標]

項目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
⑨配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数	－	1,195件 (H16)	－ (モニタリング値)
⑨配偶者暴力相談支援センター設置数	－	8か所	13か所

[県民から寄せられた意見]

○DVの対策は進んできているが、保護施設を出た後の自立支援はまだまだなされていない。自立がかなわずに、もとの状況にもどってしまう例もある。なお一層の協力体制をとって、確実に自立につなげるようにしてほしい。

2 生涯を通じた男女の健康支援

(1) 性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)の増進

[目 標]

性と生殖に関する健康・権利の概念の浸透を図り、男女がともにパートナーを尊重する意識の醸成を目指します。

[現状と課題]

性情報の氾濫や性に対する意識の変化などにより、性体験の低年齢化が進む中、10代の望まない妊娠と中絶や性感染症の感染者が増加しています。

本県は、10代の人工妊娠中絶実施率が平成14年度をピークに増加傾向を示し、その後、減少に転じているものの全国平均を大きく上回って推移しています。また、10代の性感染症の感染者の割合が全国に比べて高くなっています。「援助交際」など「性の商品化」の傾向に若い世代が巻き込まれている現状もみられます。

女性の健康については、これまで、子どもを産み育てる側面が重視されてきており、思春期や更年期における健康上の問題、不妊に悩む夫婦への支援や望まない妊娠・性感染症の予防など、出産以外の健康を支援する視点は十分ではありませんでした。

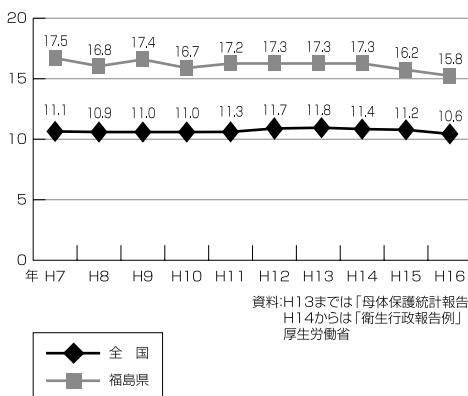
また、女性は結婚して子どもを産むのが当然という意識がまだ残っており、女性が自分の身体のことを自分で決める権利(子どもを産む、産まない、いつ何人産む等)について、それが女性の重要な人権であるという認識が十分浸透していません。

このため、性と生殖に関する健康・権利の概念の浸透を図り、それが女性の人権であるという認識を広め、男女が互いの性を尊重する人間教育としての性教育を充実するとともに、妊娠・出産も含め女性の生涯を通じた総合的な健康支援施策を推進することが必要です。

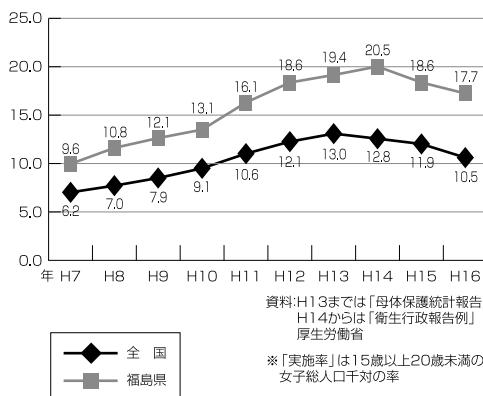
*性と生殖に関する健康・権利
(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)
(reproductive health/rights)

生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと。子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産や、子どもが健康に生まれ育つこと、さらには思春期や更年期における健康上の問題も含まれ、幅広い課題を対象としている。

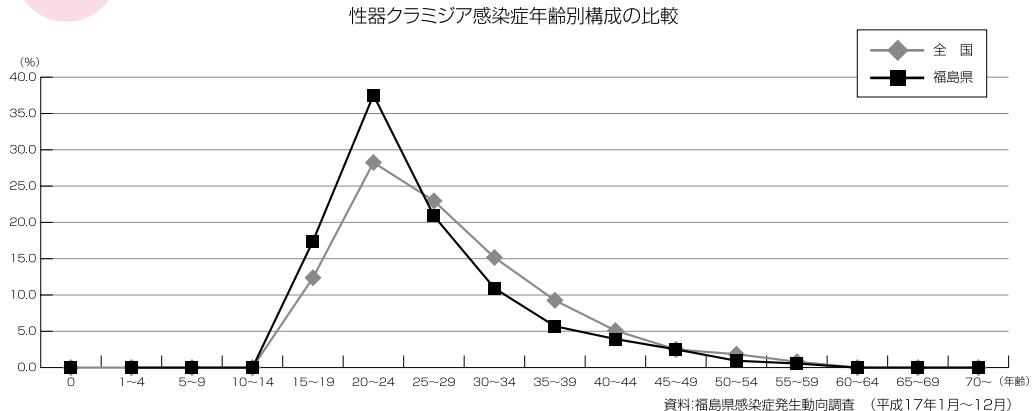
<人工妊娠中絶実施率の推移(女子人口千対)>



<10代の人工妊娠中絶実施率の推移>



＜性感染症の報告状況＞



【施策の方向】

- 性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)の概念の一層の浸透を図ります。
- 性情報の氾濫や性意識の変化を踏まえ、望まない妊娠や人工妊娠中絶、性感染症を予防します。
- 男女がともにパートナーを尊重する意識を醸成できるよう、家庭、学校、行政など地域が一体となって人間教育としての性教育を推進します。

【具体的な施策】

施策の内容	担当部局
①思春期教育など、いのちと性についての情報・学習機会の提供や相談、指導者研修の充実に努めます。(Ⅰ1(1))	生活環境部 保健福祉部 教育庁 教育庁
②福島県の性教育の指針「性を学んでいのち生きいき」に基づき、発達段階に応じた性教育の充実を図ります。	生活環境部 保健福祉部
③関係機関と連携を図りながら、HIV／エイズや性感染症、望まない妊娠を予防するための知識の普及を推進します。	保健福祉部
④思春期に特有な性に関する不安・悩みに関する相談体制の充実を図ります。	保健福祉部
⑤不妊に悩む夫婦が気軽に相談できる窓口を設置し、必要に応じ専門的な相談を受けることができるよう支援します。	保健福祉部
⑥妊娠・出産・避妊等に関する相談や情報提供を充実します。	生活環境部 保健福祉部

【市町村に期待すること】

思春期保健対策への積極的な取組みが望まれます。

【指標】

項目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
⑥10代の人工妊娠中絶実施率	18.6%	17.7% (H16)	11.9% (H21)
⑦不妊相談件数	56件	183件 (H16)	— (モニタリング値)
⑧性感染症(クラミジア)の報告数(感染症発生動向調査(厚生労働省))	—	609件	— (モニタリング値)

2 生涯を通じた男女の健康支援

(2) 生涯を通じた男女の健康保持・増進

[目標]

男女の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進を図ります。

[現状と課題]

意識調査によると、男女が生涯にわたり心身共に健康であるために大切なこととしては、「思春期、青年期、更年期、老年期にあわせた健康づくりの推進」の割合が50.1%と最も高く、「学校における人権尊重及び健康の視点に立った性教育の実施」が41.2%、「心身にわたる様々な悩みに対応する相談体制の整備」が39.8%で続いています。

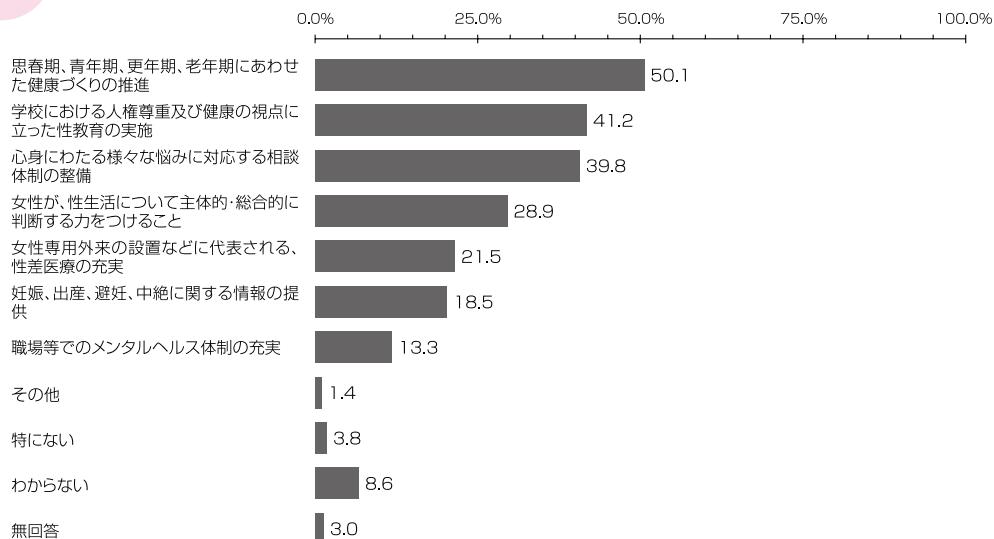
そのため、思春期、青年期、更年期、高齢期などの人生の各ステージに対応し、生涯を通じて、適切な健康の保持増進ができるような対策の推進を図る必要があります。特に女性は、妊娠や出産をする可能性もあり、男性とは異なる健康上の問題に直面することもあるなど、性差に応じた的確な医療の推進も必要です。

一方、長引く不況を反映して、男性では50歳から64歳をピークとして経済生活問題を原因とする自殺が多くなっていますが、これは男性に対し過度の負担がかかっていることなどにより、心の健康が損なわれていることも一因であると考えられます。

また、健康をおびやかす問題として、県内においても、薬物の低価格化やファッショングループによる青少年の罪悪感の希薄化などの要因により、中学生・高校生等の薬物乱用の問題が深刻化しています。また、喫煙や過度の飲酒も健康を損なうこととなります。これらの健康をおびやかす問題が引き起こす、健康被害に関する教育や情報提供を推進し、正しい知識の普及・浸透に努める必要があります。

男女の健康を保持増進していくために、生涯を通じて男女が自己の健康管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制の確立が必要です。

<男女が生涯にわたり心身共に健康であるために大切なこと>



資料:男女共同参画、配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成16年福島県

[施策の方向]

- 男女がその健康状態及び思春期、青年期、更年期、高齢期などの人生の各ステージに応じた課題に対し、的確に自己管理を行うことができるよう健康教育や相談体制を確立します。
- 薬物乱用、喫煙、飲酒など健康をおびやかす問題についての啓発を図ります。

[具体的な施策]

施策の内容	担当部局
①骨粗鬆症などを予防する生活習慣や乳がんなどの女性特有のがんの検診受診について啓発します。	保健福祉部
②男性に多い自殺、ひきこもり等を予防するためにも、心の健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、相談体制の充実に努めます。	保健福祉部
③薬物乱用防止の徹底、喫煙、飲酒の健康被害に関する正確な情報の提供を行います。	保健福祉部
④女性特有の症状や痛みに女性医師が対応する女性専門外来の普及に努めます。	保健福祉部
⑤加齢に伴う健康保持など、成人期、高齢期等における男女の健康づくりを支援します。	保健福祉部

[市町村に期待すること]

がん検診の受診率向上に向けた取組み等、生涯を通じた女性の健康支援対策への積極的な取組みが望まれます。

[指標]

項目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
⑨乳がん検診の受診率	—	17.8% (H16)	44.8%
⑩外部機関と連携した薬物乱用防止教室等を実施している中学校・高校の割合	—	中学校 97.5% 高校 83.3% (H16)	100%